

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年11月28日(2013.11.28)

【公開番号】特開2012-90894(P2012-90894A)

【公開日】平成24年5月17日(2012.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2012-019

【出願番号】特願2010-242678(P2010-242678)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月8日(2013.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

演出を行う複数系統の演出装置と、

前記演出装置を系統毎に制御可能な演出制御手段と、を備え、

前記演出装置を制御するための単位制御手段を各系統毎に設け、

前記演出制御手段を、前記単位制御手段の各々を統括的に制御する統括制御手段として構成するとともに、

前記統括制御手段と前記単位制御手段との間でタイミング信号を伝達するタイミング信号線と、

前記統括制御手段と前記単位制御手段との間でデータ信号を伝達するデータ信号線と、を備えることにより前記統括制御手段と前記各単位制御手段との間でデータ送信を可能とし、

前記統括制御手段は、

データ送信が可能な送信タイミングの一部である定時タイミングに合わせて定期的にデータを送信し、

データ送信に異常が発生した場合は、前記送信タイミングであって、かつ、前記定時タイミング以外の送信タイミングに合わせて、再度データ送信を行うことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記統括制御手段は、

前記送信タイミングにかかわらず、前記各単位制御手段に送信するデータの編集を継続し、前記定時タイミングになると、前記編集されたデータを送信することを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記統括制御手段は、

前記定時タイミングにおけるデータの送信に失敗すると、次の定時タイミングより前に、前記単位制御手段を初期化し、前記送信に失敗したデータを再送信することを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

特許文献1に記載された遊技機では、配線を十分に削減することができなかった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、統括制御手段と単位制御手段とを接続する接続線の数を削減することのできる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、演出を行う複数系統の演出装置と、前記演出装置を系統毎に制御可能な演出制御手段と、を備え、前記演出装置を制御するための単位制御手段を各系統毎に設け、前記演出制御手段を、前記単位制御手段の各々を統括的に制御する統括制御手段として構成するとともに、前記統括制御手段と前記単位制御手段との間でタイミング信号を伝達するタイミング信号線と、前記統括制御手段と前記単位制御手段との間でデータ信号を伝達するデータ信号線と、を備えることにより前記統括制御手段と前記各単位制御手段との間でデータ送信を可能とし、前記統括制御手段は、データ送信が可能な送信タイミングの一部である定時タイミングに合わせて定期的にデータを送信し、データ送信に異常が発生した場合は、前記送信タイミングであって、かつ、前記定時タイミング以外の送信タイミングに合わせて、再度データ送信を行う。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明によると、統括制御手段と単位制御手段とを接続する接続線の数を削減することができる。